

令和3年度 第1回 日野市子どもの貧困対策推進委員会 議事録

日 時：令和3年6月22日（火） 午前10時00分～午前11時30分

場 所：日野市防災情報センター 災害対策本部室

出席委員：福田委員、小田川委員、加藤委員、星野委員、阿部委員、山口委員、中村委員、高橋委員、
中田委員、村田委員、山下委員【11名】

欠席委員：藤波委員、小林委員【2名】

事務局：兼子参事、篠野センター長、稲葉係長、嵩原係長、鳥井山係長、小林主査、古城主事、
川久保会計年度任用職員

【配布資料】

- 資料1. 日野市子どもの貧困対策推進委員会・庁内連絡会 委員名簿
- 資料2. 日野市子どもの貧困対策推進委員会設置要綱
- 資料3. 令和2年度第3回日野市子どもの貧困対策推進委員会議事要旨記録票
- 資料4. 令和2年度及び令和3年度子どもの貧困対策進行管理状況
- 資料5. 日野市子どもの貧困対策に関する基本方針見直しスケジュール（案）
- 資料6-1. 日野市子どもの生活実態調査（生活困窮者にかかる分析）
- 資料6-2. 子どもの貧困対策の推進に関する法律
- 資料6-3. 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律新旧対照表
- 資料6-4. 子供の貧困対策に関する大綱
- 資料6-5. 子供の貧困対策に関する大綱のポイント

1. 開 会

- ・新型コロナウイルス感染予防のため傍聴者はなし
- ・事務局（篠野センター長）より配布資料の確認、委員の出欠の報告及び会議の成立を宣言した。

事務局：定刻になりましたので、ただいまより、令和3年度 第1回 日野市子どもの貧困対策推進委員会を開催いたします。本日は、大変ご多用のところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。本日の進行役を務めさせていただきます、セーフティネットコールセンター長の篠野でございます。令和3年4月1日付人事異動に伴い、セーフティネットコールセンター長に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、ご持参いただきました資料の確認をお願いいたします。

資料1. 日野市子どもの貧困対策推進委員会・庁内連絡会 委員名簿

資料2. 日野市子どもの貧困対策推進委員会設置要綱

資料3. 令和2年度第3回日野市子どもの貧困対策推進委員会 議事要旨記録票

資料5. 日野市子どもの貧困対策に関する基本方針見直しスケジュール（案）

メールまたは郵送でお送りしたのですが、もしお持ちでなければ、多少の用意がございませぬので、挙手いただければ、お渡しできます。

次に、本日机上に置かせていただきましたものの確認をお願いいたします。

委嘱状

資料4. 令和2年度 及び 令和3年度子どもの貧困対策進行管理状況

こちら、文字サイズを大きくしましたのと、一部修正がございましたので再配布させていただいております。

資料6-1. 日野市子どもの生活実態調査（生活困窮者にかかる分析）及び調査票

資料6-2. 子どもの貧困対策の推進に関する法律

資料6-3. 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表

資料6-4. 子供の貧困対策に関する大綱

資料6-5. 子供の貧困対策に関する大綱のポイント

以上でございます。

事務局：続きまして、子どもの貧困対策推進委員の皆様の委嘱についてですが、平成31年4月1日～令和2年3月31日の委嘱期間をもちまして、子どもの貧困対策推進委員の任期が終わりました。そこで、令和3年度からの新たな委員の委嘱につきましては、令和2年度第3回子どもの貧困対策推進委員会後に個々に相談をさせていただき、決定いたしました皆様に本日お集まりをいただきました。今回は基本方針の見直しもあることから、引き続き委員をお願いしましたところ、皆さまご快諾いただきました。改めまして、委員の皆様、令和5年3月31日までの委嘱期間となりますが、よろしくをお願いいたします。

なお、委嘱状の交付につきましては、時間の都合により机上交付とさせていただきますので、ご了承ください。

続きまして本日の欠席者の報告です。

藤浪委員より及び小林委員より欠席の旨、ご連絡をいただいております。

また、加藤委員より遅れる旨のご連絡をいただいております。山下委員はコロナワクチンの関係で遅れる旨の連絡をいただいております。

本日の現在の出席者は9名で、委員の過半数を超えておりますので、「日野市子どもの貧困対策推進委員会設置要綱」第6条3項により本日の委員会は成立となります。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

2. 会議内容

(1) 委員紹介

- ・資料1 日野市子どもの貧困対策 推進委員会委員名簿を基に出席者が各自自己紹介を行った。

事務局：次第1. 委員紹介です。詳細は資料1「日野市子どもの貧困対策推進委員会 委員名簿」をご覧ください

ください。

委員のご紹介につきましては、自己紹介でお願いしたいと思えます。

大変申し訳ございませんが、時間の都合により、所属とお名前をお願いいたします。

それでは、福田委員より順番に右の方へ進めてください。お願いいたします。

福田委員：明星大学心理学部の福田憲明と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

小田川委員：都立大学で非常勤講師、それから客員研究員をしております小田川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

星野委員：市民委員の星野美智代と申します。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

阿部委員：子どもの貧困対策に関する活動を行っている、公益財団法人社会教育協会 日野社会教育センター副館長の阿部です。日野市の「ほっとも日野」を受託して事業を行っております。よろしくお願ひします。

山口委員：フードバンクTAMA 山口です。よろしくお願ひいたします。

中村委員：民生児童委員の中村と申します。よろしくお願ひいたします。

高橋委員：中学校校長会の代表として参りました日野市立第一中学校、高橋清吾でございます。今年度もよろしくお願ひいたします。

村田委員：教育委員会教育部長の村田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

中田委員：子ども部長の中田と申します。よろしくお願ひいたします。

事務局：ありがとうございます。続きまして、事務局の紹介をいたします。

改めましてセーフティネットコールセンター長の籾野です。

生活支援担当・貧困格差解消担当参事 兼子です。

セーフティネットコールセンター 自立支援係長 稲葉です。

同じく 自立支援係 主査 小林です。

セーフティネット係長 嵩原です。

ひとり親相談係長 鳥井山です。

セーフティネット係 古城です。

同じく川久保でございます。

また本日は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、昨年度同様、庁内連絡会は参加しておりません。ご了承ください。

(2) 委員長・副委員長の選任について

- ・事務局（籾野センター長）が資料2に基づき説明を行った。
- ・高橋委員の推薦及び全委員の同意により、福田委員が委員長に選任された。また、福田委員長の指名により、小田川委員が副委員長に選任された。

事務局：続きまして、次第2. 委員長、副委員長について 進めさせていただきます。日野市子どもの貧困対策推進委員会設置要綱 第5条第2項により、「委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が氏名する」となっております。まず委員長につきまして、ご意見ある方、挙手お願いいたします。

高橋委員：今年は子どもの貧困対策の見直しの年と伺っておりますので、引き続き福田委員に委員長としてお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。高橋委員より福田委員の推薦の声がありました。皆様いかがでしょうか。賛成の方は拍手をお願いいたします。

(同意の拍手)

それでは、委員長は、福田委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、副委員長の選出です。副委員長につきましては、委員長の指名となっておりますので、福田委員長をお願いいたします。

福田委員長：委員長として副委員長を指名したいと思います。副委員長には、小田川委員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。それでは、委員長と副委員長が決まりましたので、お二人には席の異動をお願いいたします。

まずはここで、福田委員長よりご挨拶をお願いいたします。委員長よろしくお願いいたします。

福田委員長：改めまして、委員長の福田でございます。皆様、この委員会にご参加いただき忌憚のないご意見を賜ればと思っております。国の方でも子どもの貧困対策に関する大綱が2019年にまとめられ、日野市でもこの基本方針の見直しが今期の大きな課題となっております。子ども若者育成支援の大綱も今年見直しがあります。社会の情勢が大きく変わり、この子どもの貧困の問題というのは、より一層多様化・複合化してきていると思います。誰も取り残さない、支援を届かせる具体策を、良い知恵を集めまして、分野横断的に、この日野市の子どもの貧困対策の推進に活かして参りたいと思っております。施策が実行され、改善されていく、その改善がきちんと指標によって明示できること、そして何をもって改善とするか、誰もが納得できる指標と説明というものが求められると思います。この見直しを機に、より良い基本方針の策定に努めてまいりたいと思います。皆様どうぞお力添えをお願いいたします。以上委員長の挨拶を返させていただきます。

事務局：どうもありがとうございました。次に小田川副委員長よりご挨拶をいただきます。副委員長、お願いいたします。

小田川副委員長：今年度も副委員長を仰せつかりまして、皆さんと一緒に日野市の子どもの貧困対策を考えていきたいと思っております。計画に基づいて施策を実施していくということですので、計画の策定段階で、いかに今の日野市で起こっていること、日本で起こっていることを踏まえ、現状をきちんと捉えた上で対策を計画に盛り込んでいく。そのために、皆様からしっかりと現場の声を聞かせていただければというふうに思っております。日頃、社会的に養護を必要とする若者たちの支援に関わっておりますけれども、このコロナ禍で状況が非常に深刻化していると聞いております。緊急支援が必要な若者もずいぶん増えてきております。そんなことも念頭に置きながら皆さんと一緒にしっかりと施策を検討していければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。それでは、ここからの議事進行につきましては福田委員長をお願いいたします。

(3)「日野市子どもの貧困対策推進委員会」の役割について

- ・事務局（旗野センター長）の説明を基に質疑がなされ、各委員により確認された。

福田委員長：それでは、次第に沿って進めてまいります。

はじめに、傍聴についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今回の会議の傍聴はご遠慮いただいております。

続きまして、次第3.『日野市子どもの貧困対策推進委員会』の役割についてに進みます。事務局、お願いいたします。

事務局：それでは改めてではございますが、新たな委嘱期間となりましたので「日野市子どもの貧困対策推進委員会」の役割についてご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

「日野市子どもの貧困対策推進委員会」につきまして日野市の要綱に基づきまして設置しております。資料2 A4の両面刷りの資料をご覧ください。「日野市子どもの貧困対策推進委員会設置要綱」でございます。時間の関係もございまして、主な箇所につきましてご説明させていただきます。

まず「『第1条日野市子どもの貧困対策に関する基本方針』に基づく事業の進行管理を行うため、日野市子どもの貧困対策推進委員会を設置する。」となっております。日野市子どもの貧困対策に関する基本方針に基づく事業の進行管理等を行うため、委員会を設置するということが目的としております。

続きまして第2条、所掌事務に関してでございます。2点ございます。1点目は基本方針の推進及び進捗に関すること。2点目はこの他に子どもの貧困対策に結びつく情報交換等に関することとなっております。推進委員会では、これらの事項について協議し必要と認める事項についてはその結果を市長に報告するものとなっております。

続きまして、第4条委員の任期でございます。委員の任期は就任の日から2年となっております。今回の委嘱につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までを任期とさせていただきます。

続きまして、資料の裏で、第7条をご覧ください。守秘義務でございます。今後、個別的な事例がこの委員会の中で議論される可能性がございますが、皆さまが推進委員会で知りえた秘密、例えば個人情報等がございますけれども、漏らさないようお願いをいたします。これにつきましては、推進委員会の任期が完了したあとも同様でございますので、ご理解をお願いいたします。

次に第10条、会議の公開と会議録の作成でございます。本日は傍聴はご遠慮いただいておりますが、この会議については公開をさせていただきます。なお、この委員会の否決により会議の全部、または一部を公開しないことも可能でございます。それから会議録の作成を行う必要がございます。よって委員会の内容につきましては録音させていただきます、会議録作成後に録音したものは消去いたしますので、ご承知おきください。

以上、次第3「日野市子どもの貧困対策推進委員会」の役割についてご説明させていただきました。以上でございます。

福田委員長：次第3について何か質問ございますでしょうか。

私から確認よろしいでしょうか。この要綱は、平成 29 年に策定、制定されておりますが、付則の第 2 項のところは策定時のものだと思いますが、この後、この付則についての追加等は、特にはないということによろしいですか。

事務局：付則の第 2 項は、この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は 2 年間の規定があっても平成 31 年 3 月 31 日までとするという内容になっております。次の委員からの任期は、4 月 1 日からということになりますので、この後の付則の追加はございません。

福田委員長：ありがとうございました。

山口委員：そもそもこの子どもの貧困対策委員会は 5 か年計画だったと思うのですが、これが延長になったということの認識ですか。

事務局：延長ということではなくて、来年度からの部分については、見直しという考え方でございます。

山口委員：その先は期間を定めないということですか。

事務局：子供の貧困対策の基本方針の 4 ページをお開きいただくと、後でも触れさせてもらいますが、平成 34 年度から 39 年度までの 6 年間という形になってございます。この計画期間も含めて委員会の中で議論していただくということによろしいかと思っております。これはその当時、障害福祉計画などを参考に 6 か年としたところですが、調べたのですが、特に根拠はなかったので、計画期間も見直しの中で議論いただきたいと思っております。以上でございます。

福田委員長：ありがとうございました。これにて次第 3 については終了いたします。

続きまして、次第 4 「子どもの貧困対策に関する事業の進捗状況について」に進みます。事務局、お願いいたします。

(4) 子どもの貧困対策に関する事業に進捗状況について

- ・事務局（旗野センター長）の説明を基に質疑がなされ、各委員により確認された。

福田委員長：続きまして、次第 4 「子どもの貧困対策に関する事業の進捗状況について」に進みます。事務局、お願いいたします。

事務局：それでは、次第 4 「子どもの貧困対策に関する事業の進捗状況」つきまして、令和 2 年度における進捗を中心に、概要等につきまして、ご説明させていただきます。

なお、「令和 2 年度第 3 回、令和 3 年 2 月 9 日（火）に行われました、本推進委員会 議事要旨」につきましては、配布資料の 3 のとおりでございますので、ご確認をお願いいたします。それでは、恐れ入ります、資料 4、「令和 2 年度及び令和 3 年度 子どもの貧困対策進行管理状況」A3 横書きの資料をご覧ください。

まず初めに、1 ページ、1、「令和 2 年度 指標について」でございます。ページ半分より下、「目指すべき姿」の実現に向けて掲げた指標の、令和 2 年度における実績値を示させていただいております。

最上段、「子どもの相対的貧困率」につきましては、令和 3 年度において、見直しの年度ということで、貧困率の測定を予定していたため、令和 2 年度については測定を行わず、現在、

課税データ等を用いた測定作業を業務委託により進めているところでございます。

中段、「全国学力・学習状況調査で全問不正解だった人数」についてです。令和2年度においては、コロナの影響で学力テストの統一の実施が、なされなかったため、結果は出ておりません。

その下の、「平日の朝食接種率」についても、学力テスト時に行うアンケートをもとにしているため、そのアンケートも行われなかったため、結果が出ていない状況です。

その下、「経済的理由で子どもを学習塾に通わせられない割合」につきましては、令和2年度に実施した「子どもと保護者の生活実態調査」の結果となっております。

小学5年生6.2%、中学2年生5.0%、高校2年生7.1%となっており、前回実施の平成28年度からは下がっております。

この部分の調査項目の詳細につきましては、右横の吹き出し部分の「注記」をご参照ください。

続きまして、最下段、「ひとり親の正規就業率」についてです。こちらは、8月の児童扶養手当の現況届手続き時に、お願いしている「生活実態アンケート」の結果を集計した数値となりますが、児童扶養手当を受給されている世帯では、結果としては37.7%の世帯が正規就業となっており、数値は、やや上昇している状況でございます。

続きまして、「基本的な方向性」ごとの進捗状況でございます。

恐れ入ります、1枚、おめくりいただき、2ページ、3ページをお開きください。

まず、見方等についてですが、5つある「基本的方向性」ごとに、ページ右上に示させていただいている評価の「基準」に当てはめて評価をさせていただいております。

これは、「基本的方向性」ごとの、各「施策項目」、更に施策項目ごとに進めている各「事業」の進捗状況を積み上げたものにより評価させていただいているものになります。

全ての事業の取り組みが実施されている場合は「実施」、半数以上の場合は「概ね実施」、逆に、半数以上の事業で取り組みが行われていない場合には「未実施」させていただいております。

全体といたしましては、76事業中、「実施」が27事業、「概ね実施」、「一部実施」、「未実施」の合計の「未実施等」が49事業として、表紙に記載してございます。

また、各事業につきましては、令和2年度については「コロナ感染拡大による影響」が有ったか、無かったかという状況も加えて進捗状況を記載けさせていただいております。

「コロナ感染拡大による影響」があった事業につきましては、全76事業中、55事業、約70%に渡っており、また、各事業の担当課ごとでは、延べで、105担当課中、77の担当課、こちらも約70%において影響があった状況となっております。

なお、各事業については、「令和2年度の進捗状況」の右に、これまでに「見えてきた課題」、続いて、「令和3年度の取り組み内容」を示させていただいております。

加えて、各事業の担当課の欄につきましては、令和3年4月に組織改正があり、新設された課、また、統合等がございましたので、該当する課につきましては、見え消しで訂正させていただいております。

それでは基本的方向性ごと、主なものにつきましては、順次、進めさせていただきます。

恐れ入ります、ページをおめくりいただき、2ページをご覧ください。

「基本的方向性1」、「子どもの学習・体験機会の提供と個々の学力向上」への取り組みについてです。18事業中、実施は3事業で評価としては「未実施」としております。

恐れ入ります、4ページをお開きください。「施策項目2」の「生活環境に配慮した学習支援」、上から3行目、「生活困窮家庭の子どもに対する学習支援の充実」でございます。

具体的には、生活困窮者自立支援法に基づき実施する、「子どもの学習・生活支援事業」である通称「ほっとも」になります。

目標は中学校区ごとに8か所設置となっているところ、現在は、引き続き、浅川の北、南の各2か所、合計4か所での実施となっております。

令和3年6月現在、1施設25名程度の定員のところ、合計65名、小学生25名、中学生26名、高校生14名が参加しており、定員には余裕がある状況です。今後の参加者の状況を見極めて新設や定員増の検討をしていく予定です。また、課題には記載しておりませんが、実施には福祉の知見、知識、経験、また、対人スキルなど、高い支援技術が必要になるため、委託先をいかに選定するかといったことも課題といえます。

(加藤委員到着)

続きまして、5ページにお進みください。「施策項目3」の「子どもの生活環境に配慮した学習の提供」のうち、最上段、「空き家等を活用した無料の自習スペースの提供」につきましては活用希望者がなく、未実施となっており、活用を募るような周知方法の工夫も必要な状況といえます。

続きまして、少し飛びまして、8ページ、9ページをお開きください。

「基本的方向性2」、「安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図る」についてです。19事業中、実施は4事業で評価としては「未実施」としております。

9ページ、「施策項目1」の「食習慣の改善、食事提供等の支援」のうち、下から2段目、③「食習慣の改善等に取り組む団体等への運営等支援」のうち、下段、「フードバンク団体の活動への下支え支援の実施」についてです。現在、市内6か所で食品の無償提供と相談機能を合わせ持つフードパントリーが運営させております。令和2年度はコロナ禍の影響が顕著に出て、延べで1,140件の利用がありました。アンケートの結果では「ひとり親家庭」が約20%含まれており、コロナ禍が追い打ちをかけたかたちで、子どもを含む世帯の困窮がうかがえる状況です。

食の支援の重要性についてはコロナ感染拡大により更に鮮明に見えてきた課題のひとつであり、活動団体の下支えは更に重要な課題となってきた状況です。

恐れ入ります、11ページにお進みください。ページ上段「施策項目3」の「生活習慣等の定期的な把握」における、上段「①生活実態調査の定期的な実施」につきましては、後ほど触れさせてもいただきますが、令和2年度において「子どもと保護者の生活実態調査」を実施し、令和3年度にその分析を行っているところです。

また、下段の「② 貧困対策の担い手となる関係機関へのアンケートの実施」につきましては、基本方針の見直しに向けて、保育園、小・中学校、社会福祉法人等に令和3年度に実施する予定とさせていただいておりまして、令和2年度は未実施としております。

恐れ入ります、13 ページにお進みください。「施策項目 5」の「若者等の生活に寄り添った就労支援等の実施」のうち、最下段、「③、ハローワークと連携したひとり親等の生活困窮者への就労支援強化」の上段、「1、生活保護受給者等就労自立促進事業を効果的に機能させた就労支援の充実」についてです。

コロナ感染拡大により、雇用環境が悪化する中での取り組みとなり、結果、就職者 30 名のうち 20 歳代の方が 3 名、ひとり親の方が 1 名というもので、非常に苦戦をいたしました。当事者の方々も粘り強く取り組んだところです。

続きまして、14 ページ、15 ページをお開きください。「基本的方向性 3」、「子どもに係る経済的負担の軽減を図る」についてです。

15 事業中、実施は 9 事業で、評価としては「概ね実施」としております。

15 ページ「施策項目 1」の「公的制度による適正な支援」のうち、最上段、「①生活保護の適正な補足による生活支援の強化」についてです。

令和 2 年度末である、令和 3 年 3 月中に生活保護制度を利用した世帯は、2,187 世帯、人数は 2,771 名でした。利用世帯全体は逡増しておりますが、このうち、「ひとり親世帯」は 113 世帯、約 5% で、令和 2 年 4 月からの推移では 10 世帯、10% 程度減って推移しております。

なお、生活保護利用者のうち、18 歳未満の方の人数は、概ね利用者全体の 10%、約 270 名となっている状況です。

続きまして、17 ページへお進みください。「施策項目 4」の「家庭の自立に向けた支援の充実」のうち、最下段の「⑦ 高校生等のいるひとり親世帯への家賃助成の実施」についてです。

高校生がいる「ひとり親世帯」へ対しまして月 1 万円の家賃助成をしているところですが、年齢要件で対象から外れていた 19 歳、及び 20 歳になる大学、短大、専門学校等の学生がいる世帯に対しても、令和 2 年度及び 3 年度においては、対象を拡大して助成を実施いたしました。

令和 2 年度においては 24 世帯、令和 3 年度は、現在までに 34 世帯の利用がある状況です。

なお、令和元年 9 月に一部改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、また、令和元年 11 月に見直されました「子供の貧困対策に関する大綱」においても、大学等への進学に対する支援策が盛り込まれ、また、その進学率が指標とされるなど、この世代への支援も「子どもの貧困対策」として考えられるようになってきたところでございます。

続きまして、18 ページ、19 ページをお開きください。

基本的方向性 4 「子育て家庭の悩みへの支援強化と生活の質の向上への取り組み」についてです。15 事業中、実施は 5 事業で評価としては「未実施」としております。

19 ページ施策項目 1 の「子育てに関する親の精神的不安の解消」、最上段「① 乳児家庭全戸訪問、産前後ケア、育児支援家庭訪問の充実」の 2 事業についてでございます。

令和 2 年度までは、健康課、子ども家庭支援センターがそれぞれ行い、一体的なものとなるように、互いの連携を密にしてきたところですが、令和 3 年度におきまして、子ども家庭支援センターに事業が移管、統合され、組織体制の課題が改善されました。

事業の進捗につきましては、訪問などはコロナの影響は否めない状況でしたが、その中でも、感染防止に配慮して可能な限りの訪問活動が維持された状況となっております。

続きまして、21 ページへお進みください。

ページ上段「施策項目2」の「安心して子育てができる環境の整備」のうち、上から2段目「② 組織体制を含めた子育て世代包括支援センター機能導入」につきまして、令和2年度では、母子保健法に基づく「子育て世代包括センター」と児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」の両機能を併せ持つ、「仮称、子ども包括支援センター」の始動に向けて全庁的に関係する部署による検討委員会が発足し、開設に向けての検討が進められている状況です。

続きまして、22 ページ、23 ページをお開きください。

基本的方向性5「効果的に情報を発信し、支援ネットワークを強化する」についてです。7事業中、実施は4事業で評価としては「概ね実施」としております。

23 ページの中断より下段、「施策項目2」の「全ての子どもに支援が届く情報発信と啓発」についてです。

こちらにつきましては、貧困対策、子育て情報とも、市民の方の外出機会が自粛される中、チラシなどの紙媒体に加え、ホームページやLINE、Twitterといったインターネットの活用も積極的に行って、広く、広範囲への情報発信と、学校現場を中心にした個別の案内方法も用いて、情報の提供、発信、啓発を行ってきた状況です。

進捗状況についてのご説明は以上でございます。

また、本日は、庁内連絡会の出席がございませんので、事務局でお答えできないご質問などにつきましては、一度、事務局で、お預かりして、後日、担当課に確認したうえで、メール等にて、ご回答申し上げたいと考えております。

ご理解、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

福田委員長：次第 子どもの貧困対策に関する事業に進捗状況について事務局よりご説明をいただきました。何か質問ありますでしょうか。

(山下委員到着)

星野委員：資料の5ページ「空き家等を活用した無料の自習スペースの提供」ですが、今現在希望者が登録されていないということですが、これはなぜですか。使い方よくわからないのですが、単に空き家というものを提供しますよということだと危険になりかねない。親から見れば、空き家だから活用しやすいのではないかということであれば安易ではないか、また防犯とか安全面とかで何か工夫しているのでしょうか。

事務局：この事業については、まだ実現がしていないので、活用が広がってくれば、実現すれば、今言われた防犯であったり、使い方のルールであるとか、そういうところはしっかり整理していくことは必須だと思います。今のところこういうスペースがないので、まずは作ろうということで計画に盛り込まれています。

福田委員長：他にご質問ございますでしょうか。

小田川副委員：すみません。そうしましたら今のポイント、空き家活用のところですけども、こういった活動をする場合、空き家を使って子供たちの支援をしようという民間の団体に補助金を出すとかそういった事業が伴ってくるのでしょうか。

事務局：今は具体的な取り組みがない状況でございますけど、その実施の形態は直営でやるのか、民間に委託するのか、いくつかあるかと思えます。いずれにしても都市計画の考え方の中で、こういうスペースを子供たちのために使うという考えで受けた項目だと思うのです。通常は民間団体が手を挙げていただいて、それに補助するといったことが自然だと思うのです。この流れから言うと、登録する人がいないという形になっていますので、今は民間団体に補助するという考え方を持たなくてもいいのではないかと、今言ったような事業が必要となれば、その事業を委託するのかどうかという、その先があると思うのですが、そこまではまだ議論されてない状況だと思います。

小田川副委員長：前回の生活実態調査の中で子どもたちに、地域の集まる場所に行きたいかという項目がありまして、それで、こういう地域で集まれる場、勉強を見てもらえる場についても、ある程度の希望があって、どうすればよいかという話の中でおそらくこういう項目が出てきているはずなんです。空き家活用と言いますとそれは所管しているのが都市計画課であるからここの担当課は都市計画課だと考えているというそういうことだというふうに思います。今回改めて調査をされましたので、この中で地域で子供たちが集まって勉強するとか、学校以外のところで人との関わりを深めながら勉強を見てもらう、そういう場が必要だとか、そういう意見が見えてくるのであれば、これは市の方で事業化するというようなことを検討しながら、民間が声を上げるのを待つのではなく、どうですかというふうに声をかけ、事業を示していくような流れを作っていくっていうのも一つ重要な考え方かなというふうに思います。

福田委員長：ありがとうございます。他にございますでしょうか。

私の方から確認よろしいでしょうか。

基本的方向性の評価のところなのですが、公の評価として事業の評価が実施、未実施等の評価になると思うのですが、事業の評価、例えば基本的方向性1の事業が18事業あって、平成2年度の進捗状況で概ね実施から一部実施を含めてあって、実施がこの段階では事業の中では2なんですけれども、トータルで見ると基本的方向性の評価は未実施ということになるという評価法なんですよね。そうなりますと、何かこうやって実施はしているんだけど、大きく見ると基本的方向性の1が未実施で、じゃあ何が実施されたのかというところが、評価として第三者が見たときに、なんかやってなという印象をととても強く待ってしまって、このフェイスシートだけずっと見ると、実施事業があるのに未実施ということになるのは、何かこの事業にあたって努力されている関係者の方々がこれを見ると、自分の仕事が未実施ということになるのは何か釈然としないのかなという感想を持つのですが、この評価方法というのが適切なのかなのか。これが国で定められた評価法だとすると、それに従わなければいけないんですけれども、この後に、事務局としてはどういうふうに捉えてらっしゃるか、何かあればお聞きいただきたいのですが…

事務局：特に評価方法が示されているとか、基準があるというわけではないのですが、ちょうど見ていただいているところの基準というところで先ほどもご説明しましたが、半数以上の事業で取り組みを実施しているということで、それ以上実施してないと未実施ということで、かなりここは厳しめに評価してきたところです。

前回の表を見ていただければいいのですが、実はその下の各施策項目ごとに、2年度の取り組み内容の進捗状況を書いてあるんですが、こちらの方のところは前はもうちょっと曖昧だったので、今回もうちょっと見やすいような形できないかということを考え、実施の数が多めの実施なのかその内訳を書かせていただいたところです。いずれにしても、今のところですが、基本的にはこちらはハードルを上げて、あえて厳しくという思いがあったので、外に対する見方については後悔するものですが、今後工夫してやっていければと思いますので、引き続き検討させていただければと思います。

福田委員長：ありがとうございました。

それでは、ご質問がありましたら、別途事務局の方にご質問・ご意見等をお届けいただくことにいたしまして、次の議事、次第に進みたいと思います。

(5) 子どもの貧困対策に関する基本方針の見直しについて

- ・事務局（旗野センター長）の説明を基に質疑がなされ、各委員により承認された。

福田委員長：次第5. 日野市子どもの貧困対策に関する基本方針の見直し について、事務局お願いいたします。

事務局：それでは、内容の5「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針見直しについて」でございます。

まず初めに、改めてのご確認で大変恐縮でございますが、基本針を見直すことにつきまして確認、また、共有させていただきたいと思います。

「日野市子どもの貧困対策基本方針」の、ページでは4ページをお開きください。第1章、3、「基本方針の期間と見直し時期」でございます。先ほど山口委員からご質問あったことですが、ここに掲げられているとおり、令和4年度以降の方針につきましては、令和3年度に見直しを行うことになっております。

また推進体制につきましては、恐れ入ります、「基本方針」の59ページをお開き願います。第5章、「推進体制」、(1)には、本推進委員会により進行管理が行われること、また、その下、(2)の「進行管理」には、「必要に応じた見直し」及び「本基本方針全体」について、「各事業の検証・評価結果」、「法律」、「大綱」の見直し状況など、国等の動向も踏まえて見直しが検討されることとされているところでございます。

従いまして、本推進委員会の皆様には、大変、お忙しい中、ご負担をおかけすることになり、誠に恐縮に存じますが、見直しのため、皆様のお力を、是非、お借りしたいと存じます。改めまして、ご理解とご協力のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、早速でございますが、本日の会議では、見直しに係るスケジュール、見直しの視点及び内容・方法につきまして、ご議論いただければと考えているところでございます。

それにあたりまして、事務局として、スケジュール等のたたき台として、資料5「見直しスケジュール案」、見直しの参考となるデータとして進捗状況でも触れました、資料6の1の「子どもと保護者の生活実態調査」の結果、また実際の調査票、資料6の2から5に渡りまして、令和元年の改正後の「子ども貧困対策の推進に関する法律」、「子供の貧困対策に関する大綱」

に係る資料を、ご用意させていただいたところでございます。

よろしければ、「スケジュール（案）」につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。恐れ入りますが、配布資料の5、A4版、両面刷りの、「日野市子どもの貧困対策基本方針見直しスケジュール（案）」をご覧ください。

まず初めに、本推進委員会の開催についてですが、本日を含めまして11月、令和4年2月の3回で、開催回数を増やすといったことはせずに、何とか納めて、進めていければと考えております。

次に、「見直しの視点」と「見直しの内容」についてです。上段の四角内に掲げさせていただきましたとおり、「視点」につきましては、①これまで推進委員会の皆さまからいただいたご意見、ご評価の反映、②これまで議会からいただいた、ご指摘・ご意見・ご要望などの反映、③子どもの貧困対策の推進に関する法律及び子供の貧困対策に関する大綱の改正点を反映、④として、子ども庁創設といった国の動向などの反映、⑤といたしまして、コロナ禍で浮き彫りになった課題の反映の5項目をたたき台としてあげさせていただきましたが、大変、申し訳ありません。この中に、子どもと保護者の生活実態調査の結果の反映を加えていただきますようお願いいたします。

改めまして、このような6項目の視点を反映、盛り込んで見直しをしたらどうかと考えるものでございます。

次に、内容についてでございますが、まず、①の「方針全体の構成」をどのようにするか？ということでございます。

現在の構成、編成を踏襲するか、改めるか？という議論も必要かと考えました。また、ここでは、方針の期間というものも含まれると考えております。

そして、根幹部分である②の「基本的考え方」と「対策」部分についてでございます。

次に、具体的なスケジュールでございますが、中段部分とその下の表をご覧ください。

本日、6月の委員会にて、先ほどお話ししたとおり、見直しに係るスケジュール、見直しの視点・内容・方法についてご議論いただき決定をしていきたいと考えております。

つきましては、本日の委員会終了後、推進委員の皆さまに対しまして、8月中を目途にいたしまして、具体的なご意見等を募らせていただきたいと思います。

これと、併行いたしまして、市内の貧困対策に関連する団体等に対しまして、「大綱に掲げられた指標35のうち市の行政内部で調査できる内容21)の調査」、併せて「地域の子どもの貧困対策に関連する各種団体、保育園等を対象とした活動内容等の調査」、「市の行政内部への課題、意見、新規、廃止事業等の調査」、「日野市の子どもの低所得率の算出」を行い、委員の皆様から頂戴いたしましたご意見等と合わせて、9月から10月中旬を目途に「方針の素案」を作成し、第2回、11月初めの本推進委員会に先立って事前に送付させていただき、内容をご確認いただいた後、第2回の推進委員会にて、ご意見等をいただいて、そのご意見を反映させたものを、理事者や議会とも調整させていただき、一度皆様に見ていただき、その後令和4年1月にパブリックコメント、その後、パブリックコメントを反映し、2月下旬の第3回の本委員会にて「見直し方針」を確定するといった流れを考えているところでございます。続きまして、参考資料等のご説明を簡単にさせていただきたいと思います。

改正の視点とは順不同になってしまいますが、まず、今ご覧いただいている、資料5の裏面に「これまで議会からいただきました、ご指摘・ご意見・ご要望」、「コロナ禍で浮き彫りになった課題」、「その他の関連する事項」を記載させていただきました。

議会からいただいているご指摘・ご意見・ご要望といたしましては、次期方針に盛り込んで欲しいものとして、「朝食欠食児童生徒に対する支援策」、「食に困っている子どものいるご家庭に対する支援のため、誰でも気軽に受け取れるように児童館での食品の提供」、「生理用品の無償配布」、「子ども貧困対策の専門担当部署の設置」、「高校生に対する医療費助成」、「貧困家庭を支援している関係団体の声をしっかり聴いて、必要となる支援策」というものでございます。

「コロナ禍で浮き彫りになった課題」といたしましては、「生理の貧困に対する支援の必要性」、「食の支援の重要性」、「DV や虐待の増加」、在宅授業などに必要な「ICT 環境の重要性」、外出自粛にともなう孤立、孤独といった課題に対する「居場所の重要性」、令和2年度は過去最多となった「自殺の問題」などがあげられると考えました。

この他にも、あると考えます。

「その他」関連事項として、貧困と密接に関連するであろう、「ヤングケアラー」の課題につきましてあげさせていただきますが、この他にも、あるかと思えます。

次に、資料6の1、「子どもと保護者の生活実態調査」につきましては、実施結果のご報告と併せさせていただきますと思います。

資料6の1をご覧ください。1枚めくっていただき、目次のとおりの調査内容となっております。

調査は令和3年2月18日から3月1日まで、市内の公立私立小学校5年生・1,587名、同中学校2年生・1,636名、及び市内の高校2年生相当のご年齢の16歳から17歳の住民の方を抽出しその全員1,701名、合計4,924名の子どもと保護者の方々に対してまして実施させていただきました。

質問数は、小中学生46問、同保護者55問、16歳～17歳48問、同保護者53問のご質問をお願いいたしました。各質問票の現物をお配りしておりますので、詳細はそちらで、ご確認をお願いいたします。

有効回答率についてですが、小学生80.4%、同保護者78.0%、中学生67.2%、同保護者68.8%、16歳～17歳29.3%、同保護者29.8%でございました。

次に、資料の6の2が「こどもの貧困対策に関する法律全文」

次に、資料の6の3が「令和元年6月改正、9月施行の同法律の新旧対照表」

次に、資料の6の2が「子供の貧困対策に関する大綱全文」

次に、資料の6の3が「令和元年11月に閣議決定にて改正されました、同大綱の改正のポイント」となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

福田委員長：今事務局の方から説明がありました。かなりのボリュームの情報でございましたが、この基本方針の見直しに関して、スケジュールの見直し、内容・方法についてのご説明に対しまして、ご質問・ご指摘はございますでしょうか。

加藤委員：有効回答数というところのパーセンテージにつきまして、小中高と保護者もうそうなんです、このばらつきが年代によって違っているというのはどのように把握されていますか。

事務局：小学校と中学校につきましては、市内の学校を通して悉皆調査という形で回答をいただきましたのでかなりの回答をいただきましたが、高校生につきましては郵送で調査をさせていただいたため、回答率がちょっと少なめとなっております。

加藤委員：高校生につきまして重ねてお尋ねをいたします。御質問の中に答えにくい条項があってそこが反映されたということはないのでしょうか。

事務局：質問内容について特に答えづらいということのご意見はいただいてないのですが、調査した期間が2月ということで、期末試験にぶつかってしまって、答えられない、回答ができなくて申し訳ないというご連絡等はいただいております。事務局としては、調査した時期が適切かどうかというところがと反省点ではありました。

阿部委員：具体的な基本方針の見直しの際に、コロナ禍の特殊な状況があった昨年度からの状況をどのように反映していくべきなのか、それとも反映させないという方法がとれるのかどうかかわからないのですけども、こういった実態調査のところを振り返ったときに、このような特殊な状況があったというのは、どういうふうに反映させるのかかわらなかった。わからないっていうか、知識としてないもので、何か考えられてるようであれば教えていただきたいと思います。

事務局：コロナ禍で浮き上がった課題というところなのですが、ここについてはもともと施策の中で盛り込まれているもので、コロナ禍で浮き彫りになったということではなく、もともと潜在的にあった課題なのだろうと。ただこの5年については、そこもしっかり触れて、ちゃんとそれがもれなく入っているかどうかであるとか、重点化させていかなければいけない、こういった視点が必要なのではないかというふうに思いました。そこで、こういうふうにキーワードとして付けさせていただいたところで、またコロナが収束したとしても、おそらくコロナの後遺症というのはしばらく続くものだと思います。ものによっては皆様の方でご議論していただきたいというのが事務局の思いであるということで挙げてもらったところです。以上です。

福田委員長：議会からのご指摘・ご要望への中で浮き彫りになった課題もリンクしているところも多わかつて思います。

そして、コロナ禍という状況では、いろいろな変革、あるいは変化を迫られた社会状況ですから、教育においてもこれから大きな変革も起こってくるでしょう。コロナをきっかけにして、大きな社会的な変革がなされていくのではないかということを見据えた今後の貧困対策、そして貧困の中心として、やはり子ども若者育成支援というところまでを視野に含めた広い範囲で、次世代の育成ということを念頭に置いてもいいのかなというように個人的には考えておりました。特に最近ですね、注目されてきておりますヤングケアラーの課題というような、まだ見えないところで深刻な状況をうんでいる、非常に複雑な社会的な状況を反映している課題もありますので、このような支援が届かない、あるいは支援が届けられないというような層を掘り起こしつつ、

新たな支援策に繋げていくということが、この議会からもご指摘の趣旨ではないかなというふうに思っております。ぜひこんなことを反映した見直し案を作ってもらいたいというふうに考えております。

小田川副委員長：今回、2月に2回目の生活実態調査を実施していただきまして、これは前回のものと調査票が同じですので、比較をすることが可能だと思います。前回と今回の2月に実施されたもので、どういう項目が悪化しているのか、改善している部分ももしかしたらあるかもわかりませんが、そこに注目することで、コロナの影響も見てくるのではないかと思いますので、ぜひこの数字を突き合わせて、どの項目に重点的にスポットを当てるべきなのかとかですね、洗い出していただく、そういう作業が計画策定に当たっては非常に重要なことだと思いますので、お願いしたいと思います。

福田委員長：ありがとうございました。これに関しましてもご意見・ご要望等は先ほどもご説明ありました通り、8月末を締め切りといたしまして、委員の方より意見聴取ということになっておりますので、ぜひ忌憚のないご意見をお寄せいただければと思っております。

(6) その他

・事務局（旗野センター長・高原係長）の説明を基に質疑がなされ、各委員により承認・確認された。

福田委員長：それでは続きまして次第6.その他に進みます。事務局より連絡事項等何かありますでしょうか。

事務局：それでは事務局の方から連絡事項を申し上げます。

令和3年度よりペーパーレスの観点から、開催通知及び配付資料について、メールで送付をさせていただければと考えております。今回の開催通知の際に調査をさせていただきましたが、メールでの送信をご了承いただきました委員の皆様には、メールでの通知送付となりますので、よろしくお願いたします。

また今後の予定について報告させていただきたいと思っております。第2回の子どもの貧困対策推進委員会の開催は、11月8日月曜日午前10時から正午を予定しております。会場は、本庁の505会議室となりますので、よろしくお願致します。以上となります。

福田委員長：ありがとうございました。資料配布等ですね、できるだけペーパー且つ迅速に情報が提供できるという、メール、インターネット等を活用するというところでございます。

全体を通しまして、今日の委員会に関しまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。次第の1から次第6までございましたが、よろしいでしょうか。

加藤委員：先ほど委員長よりお話いただきましたこと、私も同感なのですが、ヤングケアラーの件でございます。ヤングケアラーについて関心を持っておりますが、日野市の中でヤングケアラーをどのように捉えていらっしゃるのか、そしてその人数ですね、そこを考えないと私の方でもこれからの意見をお出しするにあたって、どのように考えていったらいい

いかいかということがございますので。ヤングケアラーの捉え方と実態人数をわかる範囲で結構ですので、お聞きしたいと思っております。

山下委員：健康福祉部長の山下です。会議に遅れまして申し訳ありません。

ヤングケアラーについてのご質問いただきましたが、新しいテーマということで、市としても、この前の議会でもいろいろご質問いただいてお答えをしたところではあります。まず市の実態ですね。先般、国の方での調査結果が出ましたけども、日野市で実際どういう状況なのかということに関係部課で集まって進めていこう、その把握から始めていこうということで、実際の議論が始まったばかりというのが実情です。

ですから今現在日野市でこういう状況ですということでお伝えすることができない状況でございます。福祉部門と、それからやはり教育部門とか学校さんとか、そういったところと連携をして取り組んでいく必要があるのかなというところではあります。かなり大きなテーマとして、今年度取り組んでいきたいというふうに考えているところではあります。以上です。

福田委員長：よろしいでしょうか。

加藤委員：自分の捉え方といたしましては、ご両親様ということでございましょうか。ご両親様に何か問題があって、そのお子様がということで捉えてらっしゃる、私達もそのように捉えるのでしょうかね。

山下委員：ヤングケアラーの捉え方は幅広いものがございまして、共通の認識が図られているわけではございません。いろいろな形があると思っております。当然若い方が親ではなく、おじいちゃんおばあちゃんを看るといったこともございますでしょうし、どこまで捉えるか、そういうことも含めて、これから話し合っていくことになっていきます。

星野委員：ヤングケアラーについて、2月の会議の際にも意見を出させていただいたのですね。そのときに、私がすごく感じていたのは、学校で見えるということとをちょっと考えて、ヤングケアラーを市としてどう考えているのか。学校を切り口に私の方では想定して、意見ということで出させていただきました。私の考えている中では兄弟を看ているという人が多いはないかということが、いろいろな先生たちの論文とかを読んだときの意見としてあったので、おじいちゃんおばあちゃんとかというよりは、お互いに兄弟を介護というか、面倒を看ている人が多いということ、つまり、貧困の中で、子どもが多い貧困の中でのやりくりするというのが、一つの形として見えてる立場ではないかというふうに考えています。その辺学校とかということも切り口にして見ていただけたらなということを考えています。カウンセラーやスクールカウンセラーさんとかその辺の方が学校で見回りしていると気づくという視点もあります。その辺を切り口に考えていただけたらいいなということで、私の方では提案させていただいた事案ではありましたが、加藤委員もすごく賛同していただいたということでは、今後それが広がっていただけるのではないかと今回期待しております。よろしくお願いいたします。

福田委員長：課題をいただきました。このことも重要な今後の基本方針見直しの軸となると考えられますので、ぜひ事務局の方、関係者の方々、よろしくお願いいたします。

他にございますでしょうか。

今思いつかなくても、少し資料等を読んでいただきながら、ご意見を8月末までにさ

していただければと思います。意見は何回でも出してもいいのですよね。

事務局：調整期間を長めにとっておりますので、提出期限ぎりぎりでもまとめていただければと思います。提出期限を過ぎたから受け付けないということではありません。手直しをするタイミングは何回もありますので。

福田委員長：よろしくお願い致します。

小田川副委員長：今後8月末までにご意見をということで、お時間いただくわけですが、それにあたり、今日いただいたこの調査結果をよく読もうと思います。やはり先ほども申し上げましたように、比較をして検討したいなというところがあります。そして前回の分で皆様のお手元にあるのは、階層別になって集計され分析されたものじゃなくて、全部一緒の単純集計があると思うのですね。その単純集計は今日の冊子にはないですね。ですので、クロス集計だけが資料にのっていますので、そういう意味で比較する手立てが今、私にはないです。皆さんにもないので、ちょっと早めに何かご資料をお送りいただけますと大変ありがたいです。

事務局：了解です。実はですね、子どもと保護者の生活実態調査については今年度と前回2年度に実施をして、令和3年度、今年度ですね、分析をしているのです。クロスの部分とか28年度の比較とか、そういったものが成果物として間に合わなかったのが、今回第一段階の分析ということでお配りさせていただいたものになります。追加ですね、随時、こちらに成果物が届きましたら、確認をしてお渡ししたいと思います。

山口委員：国の統計で子どもの貧困実態の相対的貧困率が何年かに一回公表されていると思うのですが、今回の実態調査では読み取れないのですが、それはどうなっているのでしょうか。大きなデータだと思うのですが…

事務局：厚生労働省で国民生活基礎調査というのが出ています。その中に出てくる児童のいる世帯の状況ですとか、貧困率の状況とかが出ており、そういった比較も兼ねてやっていきたいと思ってるのですけれど。今日野市独自の貧困率について、前に委員でいらっしやいました阿部先生の方に調査の方、推計を出していただく依頼をしております。その結果ができましたら、また皆様に報告させていただきたいと思っている次第です。

山口委員：今度の11月までにその数値が出るということですか。

事務局：それまでには出る予定なので、出ましたらなるべく早めに委員の皆様にお知らせをさせていただきたいと思います。日野市の貧困率ですね。今国の国民生活基礎調査が18年の調査で13.5%となっているのですが、日野市ですね。

山口委員：国では出ないと思うのですが、日野市は18年ではなく、何パーセントなのかな、重要な数値ですから。

福田委員長：ありがとうございます。本日はご多用のところ、令和3年度第1回日野市子供の貧困対策推進委員会にご出席いただきありがとうございます。コロナ感染症対策の観点からも会議はできるだけ短くということで事務局とも話し合いました、予定より30分早いですが、以上をもちまして本日の委員会を閉会とさせていただきたいと思います。皆様ご出席ありがとうございます。